

1939年の兵役法改正をめぐって ——「学徒出陣」への第一の画期として——

西山 伸[†]

はじめに

いわゆる「学徒出陣」は、1943年10月2日公布の勅令第755号「在学徴集延期臨時特例」によって始まった。これによって在学を理由とした徴集の延期は「当分ノ内」行われないことになり、理工医系や教員養成系などは入営延期の措置がとられたものの、男子学生生徒（学徒）は、満20歳になれば徴兵検査を受け、合格すれば陸海軍に入隊することになった。

戦時期の兵役については、1927年公布の法律第47号「兵役法」によって規定され、学徒の徴集もその第41条に定めがあった。そこでは、後述するように中学校以上の在学者は学校の修業年限に応じて「年齢二十七年ニ至ル迄」徴集が延期されていた。

「学徒出陣」は言うまでもなく学校制度上および兵役制度上の大きな変化であったが、兵役法で規定されたこうした学徒の徴集のありようが、一足飛びに「学徒出陣」に至ったのではなく、そこにはいくつかの画期があった。その第一は、1939年3月9日公布の法律第1号「兵役法一部改正」であり、ここで初めて徴集延期年齢の上限が引き下げられた。第二の画期は、1941年10月16日公布の勅令第924号「大学学部ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件」であり、学生を早く徴集するため、大学などの修業年限がここで初め

て短縮されることになった。続く第三の画期が、1943年夏の陸海軍による学徒および高等教育機関卒業生を対象とする大量の募集活動である。海軍が予備学生的大幅増募で先鞭をつけ、次いで陸軍が特別操縦見習士官制度を新設して後に続いたこの時の募集活動により、多数の学徒が1943年9月の卒業直後に入隊した。そして第四の画期が前述の在学徴集延期臨時特例による延期停止の制度化であったと言えよう。

「学徒出陣」に至る上記のような法令や制度の変更は、当然のことながらその時々戦局の動向とそれに対応した軍の方針に基づいているものである。また、法令・制度の変更には、大学などの教育機関や文部当局、その周辺の社会や、議会などにおける様々な反応が伴っていた。そうしたことの分析を行うことによって、「学徒出陣」がどのような経緯で導入され、受け止められていったのかが明らかになっていくと考えられる。

以上のような問題意識にもとづき、本稿では、第一の画期となった1939年の兵役法改正を対象として、帝国議会における質疑などをもとに、改正の内容、軍の意図、改正への反応などについて考察する。

[†] 京都大学大学文書館教授

1 兵役法における学徒関係条項と幹部候補生制度の創設

(1) 兵役法における学徒関係条項

1939年の改正について検討する前提として、在学生の徴集について兵役法公布時にどのように規定されていたかをまず確認する。

従来の徴兵令が全面改正されて1927年4月1日に公布された兵役法においては、その第1条に「帝国臣民タル男子ハ本法ノ定ムル所ニ依リ兵役ニ服ス」と規定した上で、第23条で「前年十二月一日ヨリ其ノ年十一月三十日迄ノ間ニ於テ年齢二十年ニ達スル者ハ本法中別段ノ規定アルモノヲ除クノ外徴兵検査ヲ受クルコトヲ要ス」と、日本国籍を有する満20歳になった男子に対して徴兵検査を受ける義務を課し、そこで兵役に適すると区分された者は兵役に服する（服役）ことを定めていた。

ただし、これには「別段ノ規定アルモノヲ除クノ外」とあるように、いくつかの例外があり、そのうちの 하나가在学生に関するものであった⁽¹⁾。第41条には以下のように規定されていた。

第四十一条 中学校又ハ中学校ノ学科程度ト

同等以上ト認ムル学校ニ在学スル者ニ対シテハ本人ノ願ニ依リ学校ノ修業年限ニ応ジ年齢二十七年ニ至ル迄徴集ヲ延期ス

前項ニ規定スル認定及年齢ノ区分ニ関シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第一項ノ規定ニ依リ徴集ヲ延期セラレタル者ハ在学ノ事由止ム年又ハ其ノ翌年ニ於テ徴兵検査ヲ行フ但シーノ学校卒業ノ日ヨリ六月以内ニ他ノ学校ニ入学スル者ニ付テハ徴集延期ノ事由尚継続スルモノト看做ス

第二項ノ年齢ノ区分ニ基ク最高年齢ニ達スルモ在学ノ事由尚止マザル者ハ最高年齢ニ達シタル年又ハ其ノ翌年ニ於テ徴兵検査ヲ行フ

ここにあるように、中学校以上の学校に在学し

ている者については、最高で満27歳になるまで徴集を延期できるようになった。なお、徴集の延期とは、第4項にあるように、徴兵検査の受検を延期することを意味していた。

周知のように、在学生に対する兵役上のこうした扱いは、明治初年の徴兵制度発足以来のものであった。その扱いは、国民皆兵の原則のなか、年代によって少しずつ変化していたが⁽²⁾、この兵役法でも基本的に受け継がれていた。

ところで、上記の第41条の第2項に「認定及年齢ノ区分ニ関シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」とあるが、その勅令とは、1927年11月30日公布の勅令第330号「兵役法施行令」のことである。同令第101条には、在学者の徴集延期の最高年齢が学校区分ごとに示されている[表1]。これにあるとおり、最も高い年齢まで延期が認められているのが修業年限5年以上の専門学校、高等師範学校専攻科、そして大学令による大学学部であって、27歳までとされていた。以下、師範学校や高等学校高等科などの学校群、中学校や高等学校尋常科などの学校群に区分され、それぞれ25歳、22歳までの延期が認められていたのである。

(2) 幹部候補生制度の創設

兵役法制定と時を同じくして、学徒と兵役との関係で重要な制度の改編があった。それが陸軍の幹部候補生制度の創設である。幹部候補生制度は、従来の一年志願兵制度に代わって、1927年11月30日公布の勅令第331号「陸軍補充令」により定められた。

幹部候補生とは、一定程度以上の学校卒業・修了者で入営後志願によって特別の教育を受け、教育終了後予備役士官となる者をいう。幹部候補生には、兵科以外にそれぞれの専門に即して経理部、衛生部、獣医部があった。彼らは、大学の卒業者であれば入営後直ちに一等卒の階級が与えられ、概ね2ヶ月後に上等兵、4ヶ月後に伍長、6ヶ月後に軍曹、8ヶ月後に曹長となった。また、高等

表1 1927年11月30日公布「兵役法施行令」第101条に規定された在学者の徴集延期最高年齢

学校の区分	最高年齢
中学校 高等学校尋常科 前条第1号に掲ぐる実業学校 ^(註1)	年齢22年
師範学校 高等学校高等科及専攻科 大学令による大学予科 修業年限3年または4年の専門学校 高等師範学校（専攻科を除く） 前条第1号に掲ぐる教員養成所 ^(註2)	年齢25年
修業年限5年以上の専門学校 高等師範学校専攻科 大学令による大学学部	年齢27年

(註1) 第100条第1号には、実業学校に「尋常小学校卒業ヲ入学程度トスル修業年限五年又ハ之ト同等以上ノモノニ限ル」との限定が付されていた。

(註2) 第100条第1号には教員養成所について「臨時教員養成所、実業学校教員養成所及実業補習学校教員養成所」と規定されていた。

学校や専門学校、高等師範学校等の卒業生であれば、入営後直ちに一等卒となるのは大卒者と同じだが、以後は3ヶ月後に上等兵、6ヶ月後に伍長、8ヶ月後に軍曹と、大卒者よりもいくらか進級が遅かった。それでも、通常の兵から下士官への進級では考えられないスピードであることはもちろんであった。

彼ら幹部候補生は、入営後10ヶ月の修業期間の最後に終末試験を受け、その成績と平素の勤務における成績を参酌して合否が決定された。そして合格者は、最終的には銓衡会議を経て士官となる資格を得て除隊し、召集を受けたときには予備役士官としての任務につくことになるのである⁽³⁾。

幹部候補生制度について留意しておくべきは、学校で行われていた軍事教練との関係である。学校における軍事教練は、兵役法や陸軍補充令の2年前の1925年から本格化した。「陸軍現役将校学校配属令」によって、男子が通う官公立の中等学校以上の学校に陸軍現役将校が配属され、各個・部隊教練や射撃、指揮法といった実技および座学の教授が行われた（私立学校および大学については、申し出を受けて配属する形をとった）。幹部候補生の志願には、この軍事教練に合格することが資

格として求められたのである（陸軍補充令第53条）。幹部候補生制度と軍事教練は、いわばセットとしての役割を果たしていたことになる。

そもそも、学徒出身者を幹部候補生から予備役士官として確保しておいたのは、戦時に大量に必要となる下級将校を補充するためであった。また、この時期にこうした制度が整備されたのは、すでに遠藤芳信が指摘しているように「戦闘集団の小グループ化による大量の下級将校を必要とする第一次世界大戦以後の歩兵操典と近代戦に対応した、国家総力戦・国家総動員段階の兵役制度の特質を的確に反映している」⁽⁴⁾ものだと位置づけることができる。

その一方で、学徒の側からすると、在学中に軍事教練に合格しておけば、幹部候補生を志願することによって服役期間を短縮することができる。また、たとえ戦時に召集されることがあっても、一兵卒ではなく将校としての任務につくことになる。幹部候補生制度は、学徒にとっても「メリット」のある「よくできた」制度であった。

2 1939年兵役法改正による徴集延期期間の短縮

(1) 改正の内容と意図

1939年3月9日公布の法律第1号によって兵役法は一部改正された。改正点のうち、学徒の徴集延期期間に関わる条文は、次のようになった。

第四十一条 徴兵検査ヲ受クベキ者ニシテ勅令ノ定ムル学校ニ在学スル者ニ対シテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ年齢二十六年迄ヲ限トシ其ノ徴集ヲ延期ス

前項ノ規定ニ依リ徴集ヲ延期セラレタル者ニ対シテハ在学ノ事由止ム年又ハ其ノ翌年ニ於テ徴兵検査ヲ行フ但シーノ学校卒業ノ日ヨリ六月以内ニ他ノ学校ニ入学スル者ニ付テハ徴集延期ノ事由尚継続スルモノト看做ス

第一項ノ規定ニ依リ徴集ヲ延期セラレタル期間満了ノ年ニ至ルモ在学ノ事由尚止マザル者ニ対シテハ其ノ年徴兵検査ヲ行フ

戦時又ハ事変ニ際シ特ニ必要アル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ徴集ヲ延期セザルコトヲ得

従前の条文と比較して大きく変更されたのは、第1項にある延期の上限が27歳から26歳に引き下げられたこと、新たに第4項（従前の第2項が第1項に吸収されたため、従前の第4項は第3項になっている）として、戦時または事変に際して特に必要がある場合には勅令で延期を停止することができるという文言が加えられたこと、の二点である。

改正案は第74回帝国議会で審議された。改正の意図について、陸軍大臣板垣征四郎は、1939年1月28日の貴族院兵役法中改正法律案特別委員会で次のように述べていた。

在学徴集延期制度ノ改正ニ付キマシテ、軍ノ精否ガ将兵ノ体力、智力ノ優劣ニ懸リ、将兵ノ体力、気力ガ主トシテ年齢ノ支配ヲ受ケマ

スコトハ特ニ説明申上ゲル迄モナイコトト存ジマス、殊ニ戦時国軍下級幹部ノ相当部分ヲ占メマス予備役幹部ノ新鋭化ニ付キマシテハ、今次事変ニ於キマシテ其ノ必要ヲ痛感セラレマシタ所デゴザイマシテ、其ノ実現ノ手段ト致シマシテハ、幹部候補生ノ年齢低下ニ俟ツ所至大ナル関係モゴザイマシテ、即チ就学ニ支障ヲ及サナイ範囲ニ於キマシテ改正致サウトスルモノデゴザイマス、又国家危急存亡ノ秋ニ方リマシテハ、一時学業ヲ中断スルモ、国難ニ赴クト云フノガ学生当然ノ責務ト考ヘラレマシテ、新タニ是ガ規定ヲ加ヘラレムトスルモノデゴザイマス⁽⁵⁾

このように、陸軍としては、将兵の体力・気力が年齢の影響を受けるため、下級幹部のかかなりの部分を占める予備役将校の若返りが戦争遂行のために不可欠であり、そのために在学徴集延期の年齢を下げるというのであった。この改正の背景には、日中戦争において、予備役将校の将校中に占める割合がかなりの程度に達しているという事実があった。戸部良一によると、平時には年間4000名程度だった甲種幹部候補生の採用が、1938年には5600名、1939年には1万1000名に急増し、全将校のうち現役将校の占める比率は1939年で36%に過ぎず、残りが幹部候補生出身の予備役将校であったという⁽⁶⁾。大量の動員によって、数の上では予備役将校が全将校のなかで多数を占めるようになっていたのである。

また、この時期陸軍の対中国作戦が長期持久戦に方針転換していた。1938年10月の広東および武漢三鎮攻略後は、日本軍は大作戦を遂行せずに、占領地の治安維持を主眼に置き、兵力も帰休させることを構想していた⁽⁷⁾。徴兵延期年齢低下によって見込まれる予備役将校の増員分には、こうした任務につかせることを構想していたのではないだろうか。

以上のような陸軍側の意図に対して、もう一方

の当事者とも言える文部省側の意向は、貴族院における文部省専門学務局長山川建の発言に示されている。山川は次のように述べていた。

単ニ勉学ノ点ノミヲ考慮致シマスレバ、ソレハ或ハモット猶予期間ノアリマシタ方ガ便利デアルト申上グベキダト思ヒマス、併シ一方国防上ノ必要カラドウシテモ差措キ難イ状態デアルト云フ御話デアリマスナラバ、先ヅ此ノ程度ノ多少ノ勉学ニ支障ヲ来スモノガアリマシテモ、文部省ハ忍ブベキモノダ、斯ウ云フ風ニ考ヘタ訳デアリマス⁽⁸⁾

文部省としては、必ずしも納得しているわけではないが、国防上どうしてもということであれば、「忍ブベキモノダ」と考えたという。なお、文部政務次官の小柳牧衛は、延期年齢引き下げによって徴集の対象となるのは延期者の9%強に過ぎず、「サウ云フヤウナ状態デアリマスカラ、現時内外ノ状態ニ顧ミマシテ、殊ニ国防ノ点ヲ考慮致シマシテ、此ノ程度ノ改正ハ忍バネバナラスト存ジマスル次第デアリマス」⁽⁹⁾と、この改正の影響が大きなものではないと強調していたが、後述するようにこれは大学側の理解と異なっていた。

（2）学制改革との連動

議会において、延期年齢引き下げに正面から反対する意見はほとんどなかった。例外的であったのが衆議院における多田満長（立憲民政党）の主張だった。

今ノヤウナ教育界ノ情勢デ、試験地獄ガ叫バレテ居ル時代デ、一寸躓ク、病氣ニデモナルトモウ学校ヲ卒業シナイ前ニ徴兵デ二年間服役シナケレバナラナイト云フコトニナル、サウシマスレバ其ノ学生ト云フモノハ殆ド十幾年ニ亙ッテ習得致シタ学業ヲ全ク放抛スルカノ如キ状況ニナッテ来ルト云フコトハ、是ハ本人ノ身ニ取ッテモ、又国家社会トシテモ悲シムベキ現象ト申サナケレバナリマセヌ⁽¹⁰⁾

当時、中学校や高等学校入試の難易度が高く、

浪人が珍しくなかった現状を踏まえ、この改正によって病氣等で卒業が遅れた者が在学中に徴集される可能性が増し、当人および国家社会にも「悲シムベキ現象」がもたらされるというのである。徴集延期の対象となっていた学生に対する厳しい見方が少なくなかった当時⁽¹¹⁾、学生に同情する多田の議論は珍しいものだった。とはいえ、多田も延期年齢の引き下げに反対しているわけではなかった。多田は次のように続けた。

私ハ修学年限ノ短縮ヲヤッタラドウカ、例ハバ中学校ノヤウナモノハ現在四年修業スルト直グ上級ノ試験ヲ受ケラレ、而モ五年制ト云フヤウナコトニナッテ居ル、ソレカラ又大学ハ高等学校ヲ三年シテ又三年修学スルト云フコトニナッテ居リマスガ、一般国民ヲ教養シテ行クト云フ建前カラ申シマスレバ、六年間モヤル必要ハナイト思フ、ヤハリ専門学校程度ニシテ中学ヲ卒業シテ三年位ヤッテ行ケバ、ソレデ宜シイト思フ⁽¹²⁾

つまり多田は、延期年齢引き下げによって在学中に徴集される者が生じるのは、大学進学者の修業年数が長きにわたっているためであるとして、修業年限の短縮を主張していたのである。具体的には、「一般国民」には高校・大学の6年間は不必要であり、中学卒業後3年程度の「専門学校程度」で十分というのであった。

このように延期年齢引き下げと修業年限短縮などの学制改革とを関連づけて論じたのは、多田だけではなく。例えば、同じ衆議院で伊藤東一郎は「本改正案ト相俟チマシテ学制改革ノ必要ガ認メラレルト信ジマスガ、当局ノ御所見ハ如何デアリマスカ」⁽¹³⁾と質問していたし、前川正一（社会大衆党）はもっとはっきりと「小学校カラ大学ニ至ルマデノ就学年限ヲ、此ノ際モウ少シ短縮シテモヤレルノデハナイカ」⁽¹⁴⁾と、修業年限の短縮をこの機会に実行することを求めていた。さらに田村秀吉（立憲民政党）は、「此ノ兵役法改正ノ

前提トシテ、学制改革ノコトガ根本ヲ成シテ居ルト思フノデアリマス、学制改革ヲナサラスシテ兵役法ノ改正ヲシテ、徴集ノ猶予期間ヲ短縮スルト云フコトハ、車ノ両輪ノ一輪ダケヲヤッテ、他ノ一輪ヲ忘レテ居ルト云フコト」⁽¹⁵⁾と、兵役法改正と学制改革とを一体のものとして進めるべきであると強調していた。

明治以来の学校制度に関して、常に問題視されていたことの一つが小学校から大学まで通った場合の修業年数の長さであり、その中でも特に高等学校の位置づけであった。ここでは、兵役法改正による徴集延期年齢の引き下げという、教育の内容とは異なる外的な要因からではあったが、修業年限短縮の必要性が蒸し返されているのが分かる。と同時に、軍への動員との関係で言えば、この2年後の1941年に高等教育機関の修業年限短縮が実施されることになるが、この議会での議論はその先駆でもあった⁽¹⁶⁾。

こうした一連の質問に対して、文部省側は、当時大臣であった荒木貞夫が多田の意見に「御説ノヤウナ点ハ大イニ考ウベキーツノ案トシテ私モ考ヘテ居リマス」⁽¹⁷⁾と答え、田村の質問には「兵役法ト学制改革トハ、同時ニ相並ンデ決定セラルベキガ正論デアラウト思ヒマス」⁽¹⁸⁾と答弁しているように肯定的であったが、学制改革についてはちょうどこの時期に審議が行われていた教育審議会の答申を待つという姿勢を取っていた。

(3) 徴兵適齢引き下げ論

延期年齢の引き下げだけでなく、そもそも徴兵適齢の引き下げを求める意見もあった。衆議院において伊東岩男（立憲政友会）は次のように述べていた。

私ノ見ル所ニ依リマス、斯ル消極的ナ改正デ、此ノ変転極リナキ国際情勢ノ変化ニ即応致シマス所ノ、新作戦上ノ兵力確保ニ十分ナル確信ガアルカドウカト云フ点デアリマス、何故ニ此ノ際モウ一步ヲ進メテ積極的ナ大改正ヲ

御断行ニナラナカッタノデアルカト云フ此ノ点デアリマス、而シテ我国ニ於キマシテハ精兵第一主義ヲ採ッテ居ルノデアリマスガ、此ノ見地カラ適齢年齢ノ低下ヲ主張スルモノデアリマス、軍ノ御考ハドウデアルカ⁽¹⁹⁾

すなわち、単なる延期年齢の引き下げだけでは生温いとして、戦力確保のためもっと積極的な策を採るべきだという意見であった。

また、やや観点は違うが、貴族院では京都帝国大学教授も務めたこともある織田万の見解も注目されるものだった。織田は、現行の学制では、延期年齢を引き下げることによって多くの学生が学業を途中で停止せざるを得なくなると批判した上で、より抜本的な兵役制度の改革を提案した。織田は次のように述べている。

徴集猶予ノ制度ヲ総テ廃止スルト云フ御考ハナカッタノデアリマセウカ、ドウデアリマセウカ、デ私個人ノ考ヲ此处デ申上ゲテモ甚ダ恐縮デハアリマスルガ、私ハ中等程度ノ学校ヲ卒業シタ者ハ、之ヲ一區画トシテ総テ兵役ニ徴集スル、斯ウ為スッタラドウデアラウカト思フ⁽²⁰⁾

学業の中断を危惧する織田は、中学卒業後に一斉に徴集し、さらに学業を志す者は服役後に高等教育を受けさせるように制度改正すべきではないかと述べたのである。これは教育制度・兵役制度の大改革案であり、どれだけ実現可能であったか定かでないが、政府委員として出席していた陸軍省兵務局長の中村明人は、徴集延期全廃については「出来得タナラバ之ニ優ルコトハナイ」と、織田の提案に賛意を表したが、学制改革が行われていない現段階では「直チニ採用ノ出来ナンダト云フコトハ寧ロ遺憾ト言ヒ得ルカト思ヒマス」⁽²¹⁾と、答弁した。一方、中学卒業者の徴集については「今日迄ノ国民体位ノ状態カラ見マス、入営シ得ザル者モ相当ノ数ガアルノデゴザイマシテ」⁽²²⁾と、国民の身体の発達を考慮すると現状の20歳での徴

集が適当であるとした。

この答弁を見る限り、陸軍は徴集延期の全廃に肯定的であったように見えるが、将来的には望ましいと考えていたとしても、後述する翌年の議会における問答に示されているように、この段階で廃止する意図はなかったと言ってよい。また、徴兵適齢の低下についても、同様にこの段階で導入する考えはなかった。

（4）戦時・事変時の延長停止

前述のように、この兵役法第41条の改正点としては、延長年齢の引き下げ以外に新たに第4項の規定、すなわち「戦時又ハ事変ニ際シ特ニ必要アル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ徴集ヲ延期セザルコトヲ得」という条文が加わったことも重要である。これは、法律ではなく勅令によりと定めているように、議会における議論を経ずに学徒の徴集延期を停止する権限を政府に与えたものであり、1943年10月の「学徒出陣」も法的にはこの第4項を根拠としていた⁽²³⁾。

この条項についての質疑は議会ではほとんどない。唯一、貴族院で松平外与磨が次のように質問していた。

此ノ最後ノ項目ガアリマスレバ、苟モ国家大事ノ場合ニ於テハ、軍部ノ御方針ニ於テ此ノ最後ノ条項ノ御活用ノ方法モアルヤニ考ヘラレルノデアリマス、ソレカラ考ヘマスナラバ特ニ徴集年限ヲ御変ヘニナラナクテモ、實際上ノ運用ニ於テハ御支障ガナイノデハナイカト、是ハ私ノ素人ノ考デアリマスカラ、専門ノ方カラ御話ヲ承ラヌト分リマセヌガ、サウ云フヤウナ感じガ致スノデアリマス⁽²⁴⁾

この項目を設けるのであれば、延期年齢引き下げの規定は不要なのではないかという趣旨の質問であった。これに対して陸軍側の中村明人は、幹部候補生の教育には時間がかかるので「平時カラ此ノ年限ヲ出来ルダケ合理的ニ短縮ヲシテ、一年デモ、一人デモ、若イ者ヲ幹部候補生ニ包容スル

ト云フコトガ理論上適當デハナイカト存ズルノデアリマス」と、計画的な幹部候補生の育成のため、延期年齢の引き下げが必要であると答弁した上で、では逆に第4項は不要ではないかという反問が予想されるが「是ハ国家ノ重大時局ニ際シマシテ、〔中略〕総テヲ排シテ国難ニ赴クト云フ国民皆兵拳国一致ノ実ヲ、此ノ高等教育ナリ、或ハ中等教育ヲ受ケル国家ノ最モ中堅層デアル青年ニ、平時カラ頭脳ニ確ッカリ畳ミ込メデ置キマシテ、無論此ノ大時局ヲ切抜ケネバナラスト云フ確信ニ基イタモノト確信スルノデアリマス」⁽²⁵⁾と、述べていた。

中村の答弁を見る限りでは、陸軍側は第4項の運用は将来的な課題であり、この段階では学徒の決意を促すという精神的な意味から改正を行ったと位置づけることができよう。

3 改正後

以上見たように、いくつかの論点をめぐってやり取りはあったものの、延期年齢引き下げについて本質的な反対論はなく、前述のように1939年3月9日、一部改正の兵役法は公布された。また、兵役法施行令も一部改正され（3月25日公布、勅令第75号）、改正前よりもきめ細かく学校区分ごとの徴集延期期間が定められた〔表2〕⁽²⁶⁾。

改正後の各方面の動向について、注目すべき点を以下三点取り上げておく。

まず第一点は、徴集者の修業年限短縮の動きである。改正案を審議中の2月7日付の新聞では、文部省による延期年齢引き下げの対策として次のように報道されていた。

法案成立すれば来春四月から実施される予定だが、改正法の実施に伴って生ずる学業中断〔中略〕に対し出来るだけ便宜をはかる様文部省では親心を示し、目下次の如き対策を研究中である。

一、改正法によると徴集延期は大学学生は二十五歳（医学生等四年修業は二十六歳）に

表2 1939年3月25日公布「兵役法施行令一部改正」第100条に規定された在学者の徴集延期期間

学校の区分	延期できる期間	
	1月2日～4月1日の出生者	4月2日～1月1日の出生者
中学校 高等学校尋常科 実業学校		年齢21年まで
師範学校 高等学校高等科 大学令による大学予科 臨時教員養成所 青年学校教員養成所	年齢22年まで	年齢23年まで
実業学校教員養成所 高等学校専攻科 修業年限3年または4年の専門学校 高等師範学校（専攻科を除く）	年齢23年まで	年齢24年まで
修業年限5年以上の専門学校 高等師範学校専攻科 大学令による大学学部（医学部を除く）	年齢24年まで	年齢25年まで
大学令による大学医学部	年齢25年まで	年齢26年まで

なっているので在学中、徴集されるものは、卒業生に限り三月の卒業をくりあげて特に十二月に卒業させ、一月の入営に間に合はせる⁽²⁷⁾。

延期期間が過ぎ、在学中に入営しなければならなくなった学生のため、当該学生が最高学年在学者であれば卒業を12月に繰り上げて、翌年1月の入営によって学業が中断しなくてすむよう文部省が「親心」をもって検討しているというのである。

これが実行に移されたかどうかは不明である。この年11月には東京帝国大学の大学新聞にも同様の記事が出ており⁽²⁸⁾、検討は続けられていたと考えられるが、例えば京都帝国大学における次の資料を見る限りでは、実際には行われなかったのではなかろうか。京大では1940年6月6日に開かれた評議会において以下の議論があった。

本年度入学者中新兵役法ニヨリ在学中ニ徴兵検査ヲ受クベキ者学生課ノ調査ニヨレバ大凡一、三七四名中三九七名（二八・八％）アリ此カル多数者が在学中徴兵検査ヲ受クルコトハ尚ホ数年ハ継続スベキ見込ニツキ四月入営或ハ其ノ他ノ便法ヲ講ゼラレタキ旨本省ノ考

慮ヲ促スコト⁽²⁹⁾

この資料では、まず在学中の徴集者が前述した議会における小柳文部政務次官の答弁中にあった9%という数字と大きく異なることが注目される。該当するすべての学校に在学する延期者中の比率を答えている小柳に対して、入学まで一般的に年数を要する帝国大学では事情が違うと考えられるが、いずれにしても京大のような帝国大学にとって、延期年齢の引き下げは小さな問題ではなかった。その上で、この資料では4月入営などの「便法」を講じることを文部省に求めていることから、報道されていた卒業繰上は実施されていなかったことが推測される。

とはいえ、案の段階にとどまっていたにせよ、ここで卒業繰上が検討の対象になっていたことについては、一定程度注目されてもよい。本稿の冒頭に述べたように、1941年の修業年限短縮が「学徒出陣」への第二の画期と考えられるが、その先駆的な議論がここで登場しているとも見て取れるからである。

注目すべき点の第二は、教育審議会における延期年齢引き下げ反対論である。議会でも何回か言

及されていた高等教育改革に関する教育審議会の議論は、兵役法改正翌年の1940年9月19日に「高等教育ニ関スル件答申」が教育審議会総裁の鈴木貫太郎から近衛文麿首相に提出されて終了した。この答申中の「大学ニ関スル要綱」第十八項には次のように記されていた。

兵役法ノ改正ニ依リ学部在学中徴集セラル、学生齢カラザルノミナラズ高等学校入学資格ノ改正ニ伴ヒ進学年齢更ニ延長セラルベキヲ以テ学部学生ニ対シ徴集ヲ延期スベキ期間ヲ少クトモ一年延長シ満二十五歳乃至二十六歳（医学部ハ満二十六歳乃至二十七歳）迄トナスヲ適当ト認ムルコト⁽³⁰⁾

ここにあるように、延期年齢の引き下げによって在学中に徴集される者が少なくないこと⁽³¹⁾などを理由に、引き下げを中止し、以前の年齢に戻すことを求めているのである。

実は、この延期年齢引き下げ反対論は、東京帝国大学における議論がもとになっている。東大では、1937年の教育審議会設置と並行して学内に大学制度審査委員会が設置され、当時改革の焦点になっていた高等学校に関する諸問題について議論が行われていたが、同委員会は1939年に大学制度臨時審査委員会と改称され、委員会中に設けられた三つの特別委員会で大学問題も含めて審議されるようになっていた。そして、そのうちの第三委員会で「改正兵役法ニ関スル件」が審議され、11月27日に決議されていた⁽³²⁾。ここで決議された延期年齢引き下げ反対論が、同年12月20日に行われた教育審議会の整理委員会（答申原案を作成する場）に提出され、議論の結果前述のように答申に第十八項が盛り込まれることになった⁽³³⁾。

このように、大学や大学の意向を受けた教育審議会では、延期年齢引き下げは大学教育に大きな影響を及ぼすとして反対していた。しかし、この後の修業年限短縮の際も同様であったが、戦争の長期化・深刻化が進み、議会やメディア等が学生

に対して厳しい視線を向けるなかでは、そうした意見への支持が広がることはなかった。

注目すべき点の第三は、議会における議論に見えるその後しばらくの間の学徒徴集に関する軍の姿勢である。この後も議会では、学徒の徴集にもっと積極的であるべきだという意見が相次いで出された。例えば1940年2月13日、第75回帝国議会衆議院予算委員会で質問に立った北吟吉（立憲民政党）は、次のように述べていた。

独逸デハ普段ハ大学生ニハ徴兵猶予ノ特典ガアルヤウデアリマスケレドモ、アア云フ大規模ノ戦争ニナリマシテカラハ、技術家トカ医者トカ云フ少数ノ、時局上今是非ナケレバナラヌ者ヲ除キマシテ、其ノ他ノ法文科関係ノ学生ハ一時徴兵猶予ノ特典ヲ奪ッテ戦線ニ出シテ居リマス是ハ私ハ石炭ガ足ラヌ、米ガ足ラヌト云フ時ニ於テハ相当考慮スベキモノデハナカラウカト思フ、之ニ付テ陸軍大臣ノ御所見ヲ承リタイ⁽³⁴⁾

ドイツの事例を引きながら、学生の徴集猶予を全廃することを求めていた。これに対して、陸軍大臣畑俊六は、以下のように答えていた。

兵役義務負担ノ均衡ト云フ点カラ申シマスル、満二十歳ニ達シマシタ時ハ、何等ノ区別ナク徴兵検査ヲ受ケシメルト云フコトガ理想デアラウト思フノデアリマス、併シナガラ又一方ニ於キマシテハ、文教ト云フコトガ国家存在ノ為ニ欠クベカラザル要素デアリマシテ、其ノ振起ハ国家ノ隆替ニ関シ、其ノ結果ハ延イテ国防上ニモ影響スル所ガ大ナルモノデアリマス、随テ此ノ徴兵猶予ノ制度ヲ全然廃スルト云フ意図ハ目下ノ所持ッテ居リマセヌ⁽³⁵⁾

陸軍としては、この段階で学生の徴集猶予を全廃する意図はないと明言していた。また、続く第76回帝国議会衆議院では、1941年2月3日に最上政三（立憲民政党）が、やはりドイツなどの学生徴集の動向を紹介しつつ、次のように兵役法第41

条第4項の適用を求めた。

私ハ今日是等猶予学生ヲ全部戦線ニ出セトハ言ヒマセヌ、唯多少高度国防国家ノ建設ニ対シテ、当局ニ何等カ将来ニ対スル御考ヘガアッタナラバ、兵役法第四十一条第四項ニ「戦時又ハ事変ニ際シ特ニ必要アル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ徴集ヲ延期セザルコトヲ得」トノ規定モアリマスガ、斯ウ云フヤウナ^{〔ママ〕}コハ今御考ヘニナッテ居ルカドウカ、ソレ程事態ハ切迫シテ居ラナイ、ソレ程デハナイト御考ヘデアリマスカドウカ、此ノ点ニ付テ御考ヘヲ伺ヒタイノデアリマス⁽³⁶⁾

これに対して、答弁に立った陸軍省兵務局長の田中隆吉は「現在ノ情勢ニ於キマシテハ、ソレ程マデ切迫シテ居ラヌト御考ヘニナッテ宜シイト思ヒマス」と、その適用の必要なしとした。さらに最上が、例えば法科の学生でももう少しで卒業する者などを徴集すれば、2、3万ぐらいの優秀な幹部候補生が得られるのではないかと追及したのに対しては次のように答えていた。

現在ノ所幹部ハ不足ハ致シテ居リマセヌ、余ッテ居リマス、余ルト申シテモ大シテ余リマセヌガ、事変直前ノヤウニ素質ガ悪クテ足ラヌト云フコトハ、聖戦四年ノ間ニ其ノ弊害ハ全部除去サレマシタカラ御安心下サイ⁽³⁷⁾

下級幹部は十分足りているので、新たに学生徴集の範囲を広げる必要はないというのであった。陸軍は、1939年の兵役法改正で延期年齢を引き下げて、初めて学徒徴集の範囲を広げたが、中国大陆での戦線の膠着状態を反映してか、1940年から翌年前半頃までは、これ以上学徒の徴集に踏み出す意図はなかったと考えられる。

おわりに

以上、1939年の兵役法改正による徴集延期年齢引き下げ問題につき検討した。

徴集延期年齢の引き下げに関して、少なくとも

議会では積極的な反対論はなかった。反対というよりも、この兵役制度の改革を学制改革と連動して行うべきであるという考え方が多く見られた。その学制改革とは、具体的には大学に至る修業年限の短縮であり、それは一方では明治以来の学制改革論議の系譜を引くものであると同時に、幹部候補生増員の必要というこの時期特有の外からの要請に基づいたものでもあった。結果的に修業年限短縮は、この2年後の1941年から実施され、戦時期を通して高等教育機関の修業年数は短縮されたまま推移する。その意味で、このときの議論は2年後の年限短縮実施の前触れと言えるものであった。

延期年齢引き下げによって、教育に大きな影響を受ける東京帝国大学や、その意向を受けた教育審議会は、引き下げに反対を表明した。しかし、戦局の動向や大学に対する議会内外の批判的見方の中で、こうした意見は顧みられなかった。2年後の修業年限短縮の際も同様の状況が見られるが、それは別稿で考察すべき課題であろう。

その一方で、陸軍はこのレベルの改正で下級幹部の養成は当面十分であると考えていた。次に陸軍がさらなる徴集の対象として学徒を位置づけるのは、対米開戦が現実のものとなってきた1941年秋のこととなる。これも別稿の課題である。

〔註〕

- (1) 在学生のほか、徴集されることによってその家族が生計を営めなくなる場合（第40条）、徴兵適齢時に外地に居住している場合（第41条）にも徴集延期の規定があった。
- (2) 詳しくは、松下芳男「徴兵令の対学徒政策」（『工学院大学研究論叢』第8号、1970年）参照。
- (3) 幹部候補生制度は、何度か改定された。1933年には予備役士官将校となるための甲種幹部候補生と予備役下士官となるための乙種に分けられた。

その後も改定が行われ、本稿の分析対象となる1939年現在では、志願者は入営から4ヶ月を経て志願し、幹部候補生に採用されると3ヶ月で甲種・乙種に分けられ、甲種は予備士官学校（1938年設置）などで1年弱教育を受け（乙種は隊内で教育）、教育修了後見習士官として隊で勤務、4ヶ月後に所属先の将校団による銓衡会議で認められると少尉に任官して予備役に編入されることになっていた。当初10ヶ月だった修業期間は、この頃には約2年にまで延びていた。

- (4) 遠藤芳信『近代日本軍隊教育史研究』青木書店、1994年、448頁。
- (5) 『帝国議会貴族院委員会速記録』80、昭和篇、東京大学出版会、1996年、105頁。
- (6) 戸部良一『逆説の軍隊』中央公論新社、2012年、338頁。また、陸軍省兵務局長の立場で政府委員として議会に出ていた中村明人も、同じ1月28日の貴族院委員会で「少尉級ノ最モ重要ナル下級幹部ノ大部ハ、幹部候補生出身ノ将校ニ俟タザルヲ得ナイ状態デアリマス」（前掲『帝国議会貴族院委員会速記録』80、114頁）と述べていた。
- (7) 加藤陽子『徴兵制と近代日本』吉川弘文館、1996年、212頁。
- (8) 前掲『帝国議会貴族院委員会速記録』80、166頁。
- (9) 同前、110頁。
- (10) 『帝国議会衆議院委員会速記録』106、昭和篇、東京大学出版会、1996年、68頁。
- (11) 例えば、同じ第74回帝国議会衆議院で質問した最上政三（立憲民政党）は、徴兵延期の学生数が前年来増加している問題を取り上げた。そのなかで最上は、農家出身の青年が軍隊にいかんが貢献しているか讃えた後「然ルニ事変下ノ我ガ高等教育ヲ受ケツツアル、猶予ノ恩典ニ預ッテ居ル学生諸君ノ現状ハドウデアルカ、一度銀座街頭トカ盛り場ニ行ッテ見レバ、感慨無量ノモノガアリマス、世間デハ徴兵延期ノ学生中、真ニ学業中途ニシテ余儀ナク延期シタ者ガドノ位アルカトサヘ噂サレテ居リマス、私ハ此ノ噂ヲ信ジタクアリマセヌ、併シ最近ノ徴兵検査ノ現状ヲ見ルト、或ハ世間ノ噂ガ事実デアルノデハナイカトスラ疑ハレルノデ

アリマス」（『帝国議会衆議院議事速記録』72、東京大学出版会、1985年、225頁）と、学生のありようを批判し、進学が一種の徴兵忌避となっているのではないかと政府を追及していた。

- (12) 前掲『帝国議会衆議院委員会速記録』106、77頁。
- (13) 同前、58頁。
- (14) 同前、148頁。
- (15) 同前、191頁。
- (16) 兵役法改正と修業年限短縮論を関連づけた議論は議会に限ったものではなかった。『大阪朝日新聞』の「天声人語」では、志望大学に入れなかった者が兵役にかからぬようとりあえず入学する私立大学があり、それは「落武者の一時的収容所だ」と批判した上で、「フル・スピードで鷲進を遂げつゝある日本において、特に青年者を早く社会の戦線に立てねばならぬ。兵役適齢期のごときも、これが十九歳までの引下げは世界の大勢であり、遅かれ早かれ日本もさうなることが予想される今日、教育年限短縮は一層の喫緊事だと思はれる」と年限短縮を訴えている。特に「無駄と邪まな知識の詰込みによって弊害その極に達しつつある現下の学校教育を短縮することで、わが国家は何物をも失はないのである」「大学教授がマイクロホンで講義し教授と学生と一度も口を利かず、相識の関係すらないのが今日の大学である。この教育の現状で何が期待できるか」と大学に対する厳しい批判が年限短縮論の背景にあった（『大阪朝日新聞』1939年1月20日付朝刊）。
- (17) 前掲『帝国議会衆議院委員会速記録』106、77頁。
- (18) 同前、192頁。
- (19) 前掲『帝国議会衆議院議事速記録』72、227頁。
- (20) 前掲『帝国議会貴族院委員会速記録』80、157頁。
- (21) 同前、159頁。
- (22) 同前、159頁。
- (23) 1943年10月2日公布の勅令第755号「在学徴集延期臨時特例」には「兵役法第四十一条第四項ノ規定ニ依リ当分ノ内在学ノ事由ニ因ル徴集ノ延期ハ之ヲ行ハズ」と規定されていた。
- (24) 前掲『帝国議会貴族院委員会速記録』80、114頁。
- (25) 同前、114頁。

- (26) 早生まれの方を1歳若く規定しているのは、徴兵検査受検時の満年齢が早生まれのの方が1歳若いからである。
- (27) 『東京朝日新聞』1939年2月7日付夕刊。
- (28) 『帝国大学新聞』1939年11月20日付には、改正兵役法実施への文部省の対策として「卒業試験を眼捷に控へての中断に対しては夏休休暇を補講し卒業試験を繰上げ所謂「十二月学士」を以て対策とする」ことが考えられているという記事がある。
- (29) 『評議会議事録 自昭和十四年至昭和十六年』（京都大学大学文書館所蔵、識別番号MP00004）。
- (30) 清水康幸・前田一男・水野真知子・米田俊彦『資料教育審議会（総説）』野間教育研究所紀要第34集、1991年、162頁。なお、文中の「高等学校入学資格ノ改正」とは、当時高等学校高等科の入学資格が中学校4年修了時から与えられていた（いわゆる四修）ことへの中学校関係者を中心とした反対論が強く、それを受けて教育審議会が1939年9月14日に提出した「中等教育ニ関スル件答申」中の「高等学校ニ関スル要綱」に、高等学校の入学資格を中学校5年卒業者を原則とすると提案したことを指している。
- (31) 教育審議会総会における「大学ニ関スル要綱説明」には「過般ノ兵役法改正ノ為学部在学中ニ徴集セラル、学生ハ決シテ少クナク、約三割前後ニ及ブ状況デアリマス」とある（前掲『資料教育審議会（総説）』248頁）。この比率は、前述の京大におけるものとはほぼ一致している。
- (32) 東京大学百年史編集委員会編『東京大学百年史』通史2、1985年、632頁。東京大学史料室編『東京大学の学徒動員・学徒出陣』東京大学出版会、1998年、387頁。
- (33) 米田俊彦『教育審議会の研究 高等教育改革』野間教育研究所紀要第43集、2000年、185頁。
- (34) 『帝国議会衆議院委員会議録』114、昭和篇、東京大学出版会、1996年、349頁。
- (35) 同前、349頁。
- (36) 『帝国議会衆議院委員会議録』129、昭和篇、東京大学出版会、1997年、303頁。
- (37) 同前、303頁。